

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

保険の対象について

お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。

家財(注1)(注2)(注3)



(家具や家電製品、貴金属等、宅配物などの生活用の動産)

(注1)自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。))および航空機は家財に含まれません。(原動機付自転車は家財に含まれます。)

(注2)P. 4「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご参照ください。

(注3)敷地内に所在する宅配物(荷受人に配達された荷物をいい、その荷物を保管する動産である宅配ボックス等を含みます。)、自転車および原動機付自転車は保険の対象に含まれます。例えば、置き配にて配達された宅配物が敷地内(保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、塀などの囲いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。)に存在する場合は、補償の対象となります。ただし、配送業者等が契約上保証する場合は補償されません。

保険の対象となる家財の被保険者(補償を受けられる方)について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で、事故の際に保険金をお受け取りいただける方のことです。申込書等に記載の建物に収容される被保険者のご親族および被保険者の配偶者のご親族の方、ならびに賃貸借契約書に明記された同居人の方の家財も保険の対象に含まれます。



保険の対象となる家財を収容する建物の所在地について

ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。



特約ごとの被保険者の範囲について

各特約における被保険者は次のとおりです。

特約	被保険者の範囲				
	(1)記名被保険者	(2)(1)の配偶者	(3)(1)または(2)の同居の親族	(4)(1)または(2)の別居の未婚の子	(5)同居人
携行品損害特約	○	○	○	○	(2)～(4)までのいずれにも該当しない同居人
弁護士費用特約 ＜紛争解決弁護士費用＞	○	○	○	○	×
弁護士費用特約 ＜刑事弁護士費用＞	○	○※1	○※1	○※1	×
個人賠償責任特約	○※2	○※3	○※3	○※3	(2)～(4)までのいずれにも該当しない同居人※3

※1 自動車等を使用または管理中である場合にかぎります。

※2 記名被保険者が未成年または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者を含みます(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。

※3 (2)～(5)までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者を含みます(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。

借家人賠償責任・修理費用特約	被保険者の範囲	
借家人賠償責任補償	(1)記名被保険者※1	(2)同居人※2
修理費用補償	借家人賠償責任の被保険者(※1※2は適用しません。)	

※1 未成年者または責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその者を監督する者(その者の親族にかぎります。))を含みます。ただし、保険証券の記名被保険者欄に記載されている者に関する事故にかぎります。

※2 責任無能力者である場合は、同居人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(責任無能力者の親族にかぎります。))を含みます。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

「ご契約後」にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、下記の1.から6.までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

下記のご連絡をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

●住居部分がなくなったとき ●日本国外に保険の対象が移転したとき

1. 建物の構造・用途の変更	2. 保険の対象の移転	3. 住居部分がなくなった
4. 建物の建築年月	5. 建物内の職作業作業規模の変更	6. 割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合)
7. 保険の対象の譲渡	保険の対象を譲渡する場合、ご契約の継続を希望されるときは、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
8. ご契約者の住所・通知先変更	ご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。	
9. 上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり(約款)」

をご確認ください。

用語		ご説明
お	屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
き	貴金属・稿本等 (以下「貴金属等」といいます。)	保険の対象である家財のうち、次のいずれかの物をいいます。 ア. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
	協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ	普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパンがお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。ただし、保険の対象が家財一式である場合には、貴金属等の保険金額を除いた額を家財一式の保険金額とします。
	保険契約者	損保ジャパンに保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。

参考情報

よくあるご質問

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」をインターネットでご覧いただけます。



水災リスクについて

- 地域間の水災リスクの違いによる保険料の公平性を図るため、全国一律であった水災の保険料を細分化しました。
- 建物の水災の保険料は、水災等地によって異なります。
(注)家財の水災の保険料は、水災等地による影響はありません。
- 水災等地について、次の3点にご注意ください。
 1. 水災等地とは所在地における火災保険の水災リスクの危険度を表した区分であり、市区町村別に、建物の水災の保険料が最も安い「1等地」から最も高い「5等地」まで、5つの区分があります。
 2. あくまでも相対的な水災リスクの危険度を表したものです。したがって、「1等地」などのリスクが低い等地であっても、水災が発生する可能性はあります。
 3. 想定される被害の程度なども含めて区分を評価していま

- す。したがって、水災の起きやすさだけを表すものではありません。
- 国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」や損保ジャパンの「THE すまいのハザードマップ」では、河川の氾濫(外水氾濫)による洪水や土砂災害等の危険度を確認することができます。
(注)集中豪雨などで下水道等の処理が追いつかず浸水する内水氾濫や集中豪雨などによる土砂災害なども含めて、水災リスク全体を評価している水災等地とは、リスク情報が一致しないことがあります。
 - お住まいの地域の水災等地は、損害保険料率算出機構サイトの水災等地検索ページで確認ができます。
<https://www.giroj.or.jp/ratemaking/fire/touchi/>

⚠ 水災リスクは、外水氾濫(河川の氾濫など)だけではなくありません。水災の補償をセットしていないと、“予期せぬ水災の発生時に補償が受けられない”ということになるおそれがあります。
例えば、河川から離れた地域であっても、内水氾濫や土砂災害などの被害が実際に発生しています。

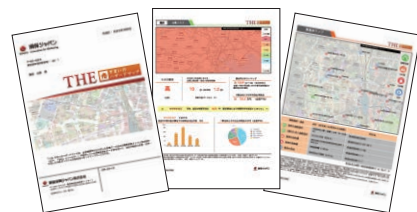


お住まいの地域の災害リスクがわからない！

「THE すまいのハザードマップ」をご活用ください！

「THE すまいのハザードマップ」とは、損保ジャパンが公的機関等の各種データや保険金支払データ等を用いて独自に作成した、オリジナルのハザードマップです。ぜひ取扱代理店までお問い合わせください。

地震や水災などのお住まいを取り巻く各種災害リスクをピンポイントで分析できます！



どんな事故が多いの？

火災保険の保険金支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、**事故件数ランキング**では水災・風災・雪災などの自然災害や、水濡れなどの日常のアクシデントが火災よりもずっと上位に。(火災は事故件数ランキングでは第7位です。)
家財を守るためには、幅広い備えが大切です。

実際のデータで必要な備えを考えましょう！〈2023年度個人用火災総合保険 保険金支払実績〉より

事故件数ランキング

平均支払額ランキング

事故種別		事故種別	
水災・風災・雪災など	第1位	火災	
不測かつ突発的な事故	第2位	漏水などによる水濡れ	
漏水などによる水濡れ	第3位	水災・風災・雪災など	

(注1) 平均支払額とは、2023年度に個人用火災総合保険でお支払いした保険金の支払額の平均額です。
(注2) ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

家財の支払事例について

自然災害による高額損害から、日常の事故による損害まで、家財のさまざまな事故を補償します。



水災 豪雨の土砂災害による家財の流失

支払保険金額
1,340万円



地震 平成28年熊本地震

支払保険金額(全損認定)
600万円

出典：一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース

充実のサービス
無料セット！



すまいとくらしのアシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意！以下のサービスをご利用いただけます。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

0120-620-119

(注) ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。



サービスの受付時間

サービス名

水まわりのトラブル 応急サービス



居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。

かぎのトラブル 応急サービス



居住建物内(専有・占有部分※)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠等を無料で行います。
※専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。

防犯機能アップ 応援サービス



すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

健康・医療相談 サービス



次のような健康・医療に関するさまざまな相談に対して、電話でお応えします。
●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
●医師による医療相談
●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談※
●医療機関情報などの提供
※メンタルヘルス相談サービスの利用時間は次のとおりとなります。

平日：午前9時～午後7時
土曜：午前10時～午後8時
(日曜・祝日、12/29～1/4を除きます。)

(注) 保険期間の初日から1年ごとに10回までご利用可能です。

介護関連相談 サービス



介護に関するさまざまな相談に対して、電話でお応えします。

住宅相談サービス (原則予約制)



すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまな相談に対して電話でお応えします。

法律相談サービス (原則予約制)



さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。
(注) 弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス (原則予約制)



さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。
(注) 税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

空き家相談サービス (原則予約制)



空き家の管理、活用、売却のご相談に対して、電話でお応えします。
(注) 相談先の提携業者に管理等を依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

(注1) 総括契約特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
(注2) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注3) サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。

(注4) 相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。
(注5) 相談サービスでは、ご相談の結果、相談先の提携業者より有料サービスを紹介する場合があります。

⚠ サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用など応急処置を超える作業費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。

- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明※ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
※顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- かぎおよびドアの種類によっては開錠・破錠等の作業ができない、もしくは、お客さま負担(有料)となる場合があります。
- 次に該当する場合は、空き家相談サービスの対象外となります。
 - ①空き家に関する法律/税務相談
 - ②賃貸物件の空室期間中の管理
 - ③別荘等の管理
 - ④他人の空き家に関する相談
- 各種相談・応援サービスに関して、地域によってはご利用いただけない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

【事故サポートセンター】

【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。



【LINEでの事故のご連絡】

事故のご連絡から保険金請求まで
LINEで完結！

24時間いつでも、カンタン、便利！

LINEの友だち追加はこちらから >



商品に関するお問い合わせ

【取扱代理店】 **JS** 日本総合住生活株式会社 大阪支社 西日本保険センター

0120-377-083

【受付時間】平日の9:30～17:00

(土日・祝日、年末年始を除きます。)

●おかけ間違いにご注意ください。

お客さま向けインターネットサービス

 **損保ジャパンマイページ** <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

SOMPO Park <https://sompo.pk/3RvZIQN>

便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせ など



同じIDで
利用可能！

SOMPO Parkは「自分らしく、毎日を豊かに、幸せに」をコンセプトとした、無料の会員サービスです。



(注)個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページはご契約の内容や利用環境によってご利用いただける機能が異なります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 **通話料有料**

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)

取扱代理店 について

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

個人情報の 取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- UR賃貸住宅入居者様向け「THE 家財の保険」は、「個人用火災総合保険」において、賃貸住宅にお住まいの方の家財を保険の対象とするご契約のペットネームです。
- このパンフレットは「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- パンフレットに記載した内容はあくまで汎用的な内容となるため、ご契約条件によっては、お申込みいただける内容(保険期間・補償内容等)と異なる場合があります。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

大阪金融公務部第一課

〒550-8577 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4

損保ジャパン肥後橋ビル18階

TEL:06-6449-1050

(受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。))

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先

【取扱代理店】

JS 日本総合住生活株式会社

大阪支社 西日本保険センター

〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111 NLC森之宮ビル11階

0120-377-083

受付時間：平日の9:30～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

ホームページアドレス <http://www.js-net.co.jp/>

インターネット契約サービスのご案内

スマホ
からもパソコン
からも

カンタンお申込み!

まず、お手元にご用意ください



■メールアドレス

※携帯アドレス・フリーアドレス
も可
※迷惑メールなどの設定がされ
ていないもの



■クレジットカード

※クレジットカードでお支払いの場合



■都市機構賃貸住宅賃貸借契約書またはUR都市機構からのお知らせハガキ

上記資料記載の15桁の物件番号(住戸
キー)*が必要です。

※支社・団地・種類・住戸番号を繋げた15桁です。

●このサービスは、どこからでもインターネットを利用し火災保険のお手続きが可能です。

●お手続きはインターネット上で完結するため、契約申込書の返送も必要ありません。

お手続きの流れ

お手続きを進めるにあたっての注意点

○お手続きに際し、契約情報画面に誤りがあった場合は、**取扱代理店または引受保険会社まで**お申し出ください(入力内容に不備があった場合、後日書面にて訂正していただく場合があります)。

○手続き完了後、登録されたメールアドレスへ契約承認のお知らせを送信します。

※**契約承認のお知らせが届いていない場合は、お手続きが完了していない場合があります**ので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1 UR賃貸住宅ご入居者様向け「THE 家財の保険」お手続き専用ページへアクセス



スマートフォンから

二次元コードから

〈UR賃貸住宅ご入居者様向け「THE 家財の保険」お手続き専用ページ〉へアクセスしてください。二次元コードからアクセスすると、「**③ ログインIDとパスワードを取得**」に進みます。



パソコンから

<https://www.js-net.co.jp/>

日本総合住生活

検索

で検索し、

日本総合住生活のHPへアクセス。以下の手順で「**② ご契約お手続きへ**」へ進んでください。



①このバナーをクリック

関西エリア

②お客さまのお住まいの
エリアのバナーをクリック

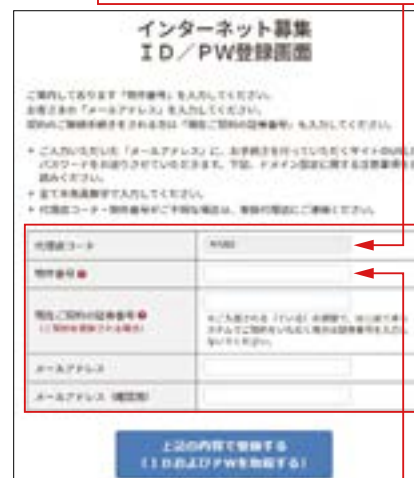
2 ご契約お手続きへ



ここをクリック

3 ログインIDとパスワードを取得

代理店コード K8484 (半角英数字)



「物件番号」とは、お客さまがお住まいの「都市機構賃貸住宅賃貸借契約書」の左上に記載されている数字です。「賃貸料等口座振替のご案内」等でご確認ください。
(※支社・団地・種類・住戸番号を繋げた15桁です。)

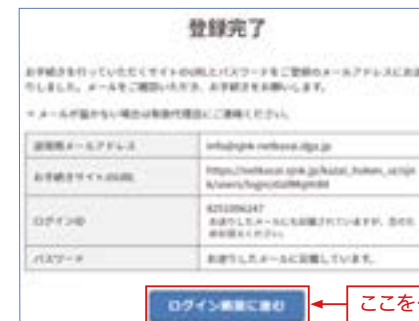
ご注意(ご利用にあたって)

●お手続きの流れ

- お手続き時点で満18歳未満の方はお手続きをいただくことができません。
- この画面によりお手続きいただくご契約には、インターネット特約※が自動セットされます。
- ご契約お手続きは、この画面上で完了しますので、捺印などはいたしません。

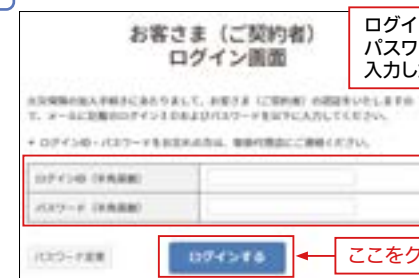
4 ログイン画面へ進む

③で登録したメールアドレスにログインIDとパスワードをご連絡します。



ここをクリック

5 ログインIDとパスワードを入力



ログインIDと
パスワードを
入力したら

ここをクリック

ご契約の内容は、郵送する保険証券にてご確認いただけます。
※インターネット等の通信手段により保険商品をお申込みいただく場合にセットされる特約です。

●事前確認

次のご契約は、お手続きをいただくことができません。

- ・100万円を超える明記物件(貴金属・宝石・美術品など)の補償を希望する場合
- ・ご契約いただく保険の対象に、別の火災保険契約や共済契約などが既に契約されている場合
- ・被保険者(補償を受けられる方)と特約などの被保険者が異なる場合 など

●ご利用環境(対応環境)

・パソコンをご利用の場合: Edge、Chrome、Firefox、Safari

・スマートフォンをご利用の場合: Safari、Chrome

※スマートフォン標準搭載の上記のブラウザをご利用ください。
それ以外のブラウザでは正しく表示されません。

- ドメイン設定(受信拒否設定)されているお客様へのお願い
スマートフォンやパソコンにドメイン設定をされていますと、ログインIDとパスワードをお届けする事ができませんので、ドメイン設定を解除して頂くか、または次のドメイン「info@sjnk-netkasai.dga.jp」を受信リストに加えていただけますようお願い致します。

対象地域：山口県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県

UR賃貸住宅
入居者様向け

THE

家財の
保険

保険料一覧表

九州エリア版

2025年9月以降始期契約対象

インターネット契約サービス用

保険期間：1年間
物件：専用住宅物件／構造：M構造／用法：共同住宅

・保険の種類：THE 家財の保険（個人用火災総合保険）／ベーシックⅠ型
・この保険には満期払いもどし金はありません。
・試算基準日：2025年9月1日

※詳細は、「THE 家財の保険」パンフレットをご参照ください。

【補償内容】	プランA	プランB	プランC	プランD
基本保険金額（保険の対象：家財） 自己負担額なし 一部の補償で自己負担額5万円となります（注）	200万円	300万円	500万円	700万円
地震保険金額（保険の対象：家財）	100万円	150万円	250万円	350万円
個人賠償責任 自己負担額なし	1億円			
借家人賠償責任 自己負担額なし	1,000万円			
修理費用 自己負担額3千円	300万円			
類焼損害 自己負担額なし	1億円			
臨時費用保険金	損害保険金×10%（100万円または保険金額×10%のいずれか低い額限度）			

【保険料表】	（建築年割引あり※）（一括払）			
地震保険あり	9,340円	10,590円	12,710円	14,560円

【保険料表】	（建築年割引なし）（一括払）			
地震保険あり	9,410円	10,700円	12,890円	14,810円

地震保険なし	8,680円	9,600円	11,060円	12,250円
--------	--------	--------	---------	---------

●UR賃貸住宅入居者様向け「THE 家財の保険」は、「個人用火災総合保険」において、賃貸住宅にお住まいの方の家財を保険の対象とするご契約のベトナムです。
●このちらしは、「THE 家財の保険」の概要を記載したものです。詳しい内容につきましては、パンフレット、「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」、「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※建築年割引とは保険の対象である家財を収容する建物が1981（昭和56）年6月1日以降に新築された建物で、所定の確認資料をご提出いただいた場合に地震保険に適用する割引です。
なお、割引が適用できる建物については、事前にUR都市機構から保険会社に確認資料を提出いただいております。お客さまの方で改めてご用意いただく必要はありません。

（注）以下の補償については、自己負担額5万円となります。
・建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など ・漏水などによる水濡れ ・騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 ・不測かつ突発的な事故

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部第一課
〒550-8577 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

【取扱代理店】

日本総合住生活株式会社 大阪支社
西日本保険センター
〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111
NLC森の宮ビル11階
TEL 0120-377-083
受付時間：平日の9:30～17:00（土日、祝日、12/29～1/3を除きます。）